



お支払いする場合

- 眼の悪性腫瘍^{あくせいしゅよう}のため、両方の眼球を摘出したケース。
- 喉頭がん^{こうとうがん}のため、喉頭全摘出手術^{こうとうぜんてきしゅつしゅじゆつ}を行ない、言語を発することができなくなったケース。



お支払いできない場合

- 網膜剥離^{もうまくはくり}で左右の矯正視力とも0.02以下になったが、回復の見込みがあって治療を続けているケース。
 - ➡ 「両眼の視力を全く永久に失った」(回復の見込みがない)状態に該当しないため、お支払いできません。
(その後回復の見込みがないと診断された場合には高度障害保険金をお支払いします。)
- 脳梗塞^{のうこうそく}で左半身麻痺となりベッドで寝たきりになったが、運ばれた食事は右手で箸を使ってご自身で食べることができるケース。
 - ➡ 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態と規定しています。自分で「食物の摂取」ができる場合はお支払いできません。



解説

- 高度障害保険金の支払対象となる身体障害表の第1級の障害状態(※1)は、身体の部位を「失った」、機能または用を「全く永久に失った」、または「終身常に介護を要する」状態などをいいます。障害状態に回復の見込みがある場合は、お支払いできません。診断書をご準備される前に、主治医に回復の見込みについてご確認ください。

(※1) 高度障害保険金の支払対象となる約款所定の「第1級の障害状態」は、身体障害者福祉法などに定める「1級の障害状態」などとは異なります。